

安曇野市沿道緑化推進団体資材等提供実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、花のあるまちづくり及び市内の沿道緑化を推進するため、対象となる団体に対して、花苗、球根、草花の種子及び園芸資材等（以下「資材等」という。）を提供する事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(提供対象となる団体)

第2条 資材等の提供を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市内に在住する者で構成される団体
- (2) 市内に事業所を有する法人又は団体
- (3) 前号に掲げるものに勤務する者で構成される団体
- (4) その他、市長が市内の沿道緑化の推進に資すると認める団体

(提供対象となる緑化活動)

第3条 資材等の提供対象となる緑化活動（以下「沿道緑化活動」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場所で行うものとする。

- (1) 道路、緑地その他の公共の用に供する場所
- (2) 道路に面する土地のうち、道路に接する部分
- (3) その他、市長が適当と認める場所

(申請)

第4条 資材等の提供を受けようとする団体は、提供を受けようとする年度の1月31日までに沿道緑化推進団体資材等提供申請書（様式第1号）に活動場所の位置図、配置計画図、団体名簿及び団体規約を添付し、市長に申請しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、所有権その他の権利を有しない土地で緑化活動を行うときは、これらの権利を有する者から承諾等を得たことを証する書面を市長へ提出しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、その目的、内容等を考慮の上、資材等の提供の可否を決定するものとする。この場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、資材等の提供は行わないものとする。

- (1) 沿道緑化活動を行おうとする土地の利用に係る権原を有しないものである場合
- (2) 沿道緑化活動により交通の支障となるおそれがある場合
- (3) 沿道緑化活動の内容が営利を目的とし、又は宗教的若しくは政治的な活動若しくは宣伝を意図するものであると認める場合
- (4) 沿道緑化活動を行う範囲が延長5メートル未満である場合（やむを得ない事情がある場合は除く。）
- (5) 沿道緑化活動を行おうとする場所が、同様の活動を行う場所と同一であって、当該同様の

活動が本市から支援を受けるもの（受ける見込みがあるものを含む。）である場合

(6) 沿道緑化活動が安曇野市公園愛護活動交付金交付要綱（平成31年安曇野市告示第195号）に基づくものである場合

(7) その他、市長が花壇等の設置及び花苗等の植付け、種まきを不相当と認める場合

2 沿道緑化推進団体資材等提供可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（提供する資材等）

第6条 提供する資材等は、別表に定めるとおりとする。ただし、提供する資材等の合計額は、3万円を限度とし、提供期間は、当該年度内とする。

2 資材等を提供する時期は、協議の上決定する。

3 資材等の受け渡し場所は、市長が指定し、活動場所までの資材等の運搬は、提供を受けるものが行うものとする。

（遵守事項）

第7条 資材等の提供を受けたものは、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 活動場所に設置する花壇、プランター等について、花苗等の植付け、種まき又は草花の維持管理を行うこと。

(2) 提供を受けた資材等は、適切に維持及び管理すること。

(3) 提供を受けた資材等を他人に譲渡し、又は決定を受けた場所以外で使用しないこと。

(4) 活動場所の周辺環境に十分配慮し、土地所有者や管理者、周辺住民等との紛争がないように努めるものとし、問題が生じた場合には、自らの責任において解決すること。

(5) 沿道緑化活動を中止するときは、速やかに市長に届け出ること。

(6) 沿道緑化活動が完了したときは、活動場所の原状復旧を行うこと。

（完了報告）

第8条 資材等の提供を受けたものは、沿道緑化活動が完了したときは、完了後1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに完了報告書（様式第3号）を、市長へ提出しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

種別	提供する資材等
花苗等	花苗 球根 種子
園芸用資材等	培養土

	肥料 プランター 種まきトレイ
--	-----------------------